



ふれあいネットワーク情報

《令和7年3月3日 発行：郡山市》(要回覧 **お知らせ**)

1 町内会長の変更等に伴う手続について

市民・NPO 活動推進課から1月31日付けで、町内会長等の変更に伴う手続について、町内会長あてに通知文を送付しています。

町内会において町内会長の変更や、それに伴う広報こおりやま等市刊行物の配送先に変更がある場合は、速やかに関係書類のご提出をお願いします。

- ※ オンラインによる申請も受け付けています。
詳しくは、右記二次元コードよりご確認ください。
- ※ 変更のない町内会は、提出不要です。



2 地域集会所の補助金（借地料、借家料）の手続準備について

地域集会所の借地料、借家料の補助金の実績報告（R6年度）や補助申請（R7年度）の手続について、3月7日以降（R7年度予算成立後）、順次、関係書類を送付する予定です。提出（4月上旬）までの期間が短いため、次の書類を事前にご準備ください。

事前に準備する書類

- 1 借地料、借家料の領収書（写）（R6.4.1～R7.3.31支払分）
- 2 収支決算書（R6年度分）
- 3 収支予算書（R7年度分）
- 4 借地料、借家料の賃貸借契約書（R7.4.1以降の契約期間を含むもの）
- 5 補助金の入金を希望する振込先の通帳（写）

※上記書類のほか、申請書や実績報告書などもご提出いただく必要があります。

※詳細は、3月中旬以降にお手元に届く書類をご確認いただき、提出に必要な書類は、すべてまとめてご提出ください。

3 地域集会所の補助金（新築や修繕等）の調査について

令和8年度以降に市の補助金を活用して新築や修繕を行う予定の地域集会所を調査していますので、予定がある場合は調査票のご提出をお願いします。

期 限 3月21日（金）まで

- ※ 予定がない場合は、提出不要です。
- ※ 詳しくは、1月31日付けでお送りした文書をご覧ください。



【1、2、3の問合せ先】 市民・NPO 活動推進課 ☎ 924-3471

4 郡山消防署からのお知らせ

3月1日(土)から3月7日(金)までの7日間、「春の火災予防運動」を実施しています。

- ◆火災が発生しやすい時季を迎えました。火災予防に対する意識を高く持ち、日頃から火気の取扱いに注意しましょう。
- ◆火災の早期発見及び被害軽減のために住宅用火災警報器の設置が義務づけられており、すべての住宅用火災警報器が連動して鳴動する連動型住宅用火災警報器が有効です。既に設置されているご家庭は電池切れ等で取り替える際に連動型住宅用火災警報器への更新の検討をお願いします。

【問合せ先】 郡山消防署予防係 ☎ 923-1213

5 ごみ関連の補助金・報奨金の申請忘れはないですか？

- ◆電動式生ごみ処理機購入費補助金の申請期限は、3月31日です。

上記補助金の交付対象は、「購入した年度内に申請したもの」と定められています。

詳細を右記二次元コードよりご確認の上、対象となる方については、オンラインまたは窓口にて申請をお願いいたします。



- ◆資源回収推進報奨金の交付申請・変更申請はお早めに！

上記報奨金の交付申請は「集団回収を実施したつど速やかに」提出し、実施団体の登録事項に変更が生じた場合（会長の氏名変更等）は、「速やかに」届け出るよう定められています。実施団体の登録事項変更については、遅くとも交付申請前までに届け出てください。

対象となる団体については、右記二次元コードよりオンライン、または窓口にて申請をお願いいたします。



【問合せ先】 5 R推進課 ☎ 924-2181



【編集／発行】 郡山市 市民・NPO 活動推進課
TEL924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイト及び郡山市自治会連合会ウェブサイトへの掲載も行っています。